

4)水位維持施設

4.2.3.3-2)―(2)で述べたように、川辺川ダムにおいては、渇水濁水が発生するおそれがある。

渇水濁水への対策としては、貯水池末端付近の貯水位を一定の水位以下に低下させないための施設(水質維持施設)を設置し、堆積した土砂が著しく露出し洗掘を受けることを防ぐことが有効である。

水位維持施設の設置位置及び維持すべき水位は以下のとおりとなる。

①維持水位

洪水が流入するときの貯水位に応じて土砂の堆積が進行することから、洪水期の制限水位 EL.252.2m (6月11日～9月15日)より高い水位を維持しておくことが適切であることから、維持水位は EL.260m とした(図 4.2.3.4-4)。

なお、この水位を維持することにより、夏場に安定した水面が確保され、景観や観光のための水面利用などにもメリットが生じる。

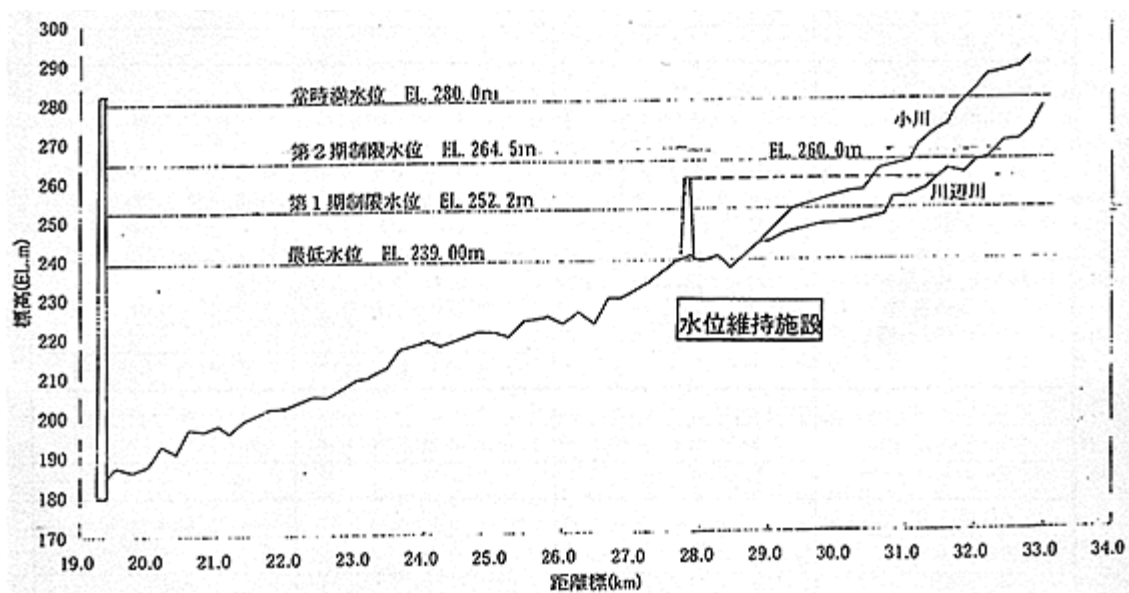


図 4.2.3.4-4 水位維持施設の維持水位

②設置位置

水位維持施設が設置される地点より下流の貯水池内において、貯水位の低下による土砂堆積面の露出・洗掘が生じてはならない。このため、貯水池運用計画での最低水位 EL.239m において水位維持施設の下流に水面が確保されていることが必要である。すなわち、現在の川辺川の河床高が EL.239m となる地点より下流に設置することが必要であることから、水位維持施設の設置位置は板木地点とした。(図 4.2.3.4-5 参照)

なお、施設の詳細な位置および構造は、今後、地質等の現地調査を行った上で決定するものとする。



図 4.2.3.4-5 水位維持施設の位置

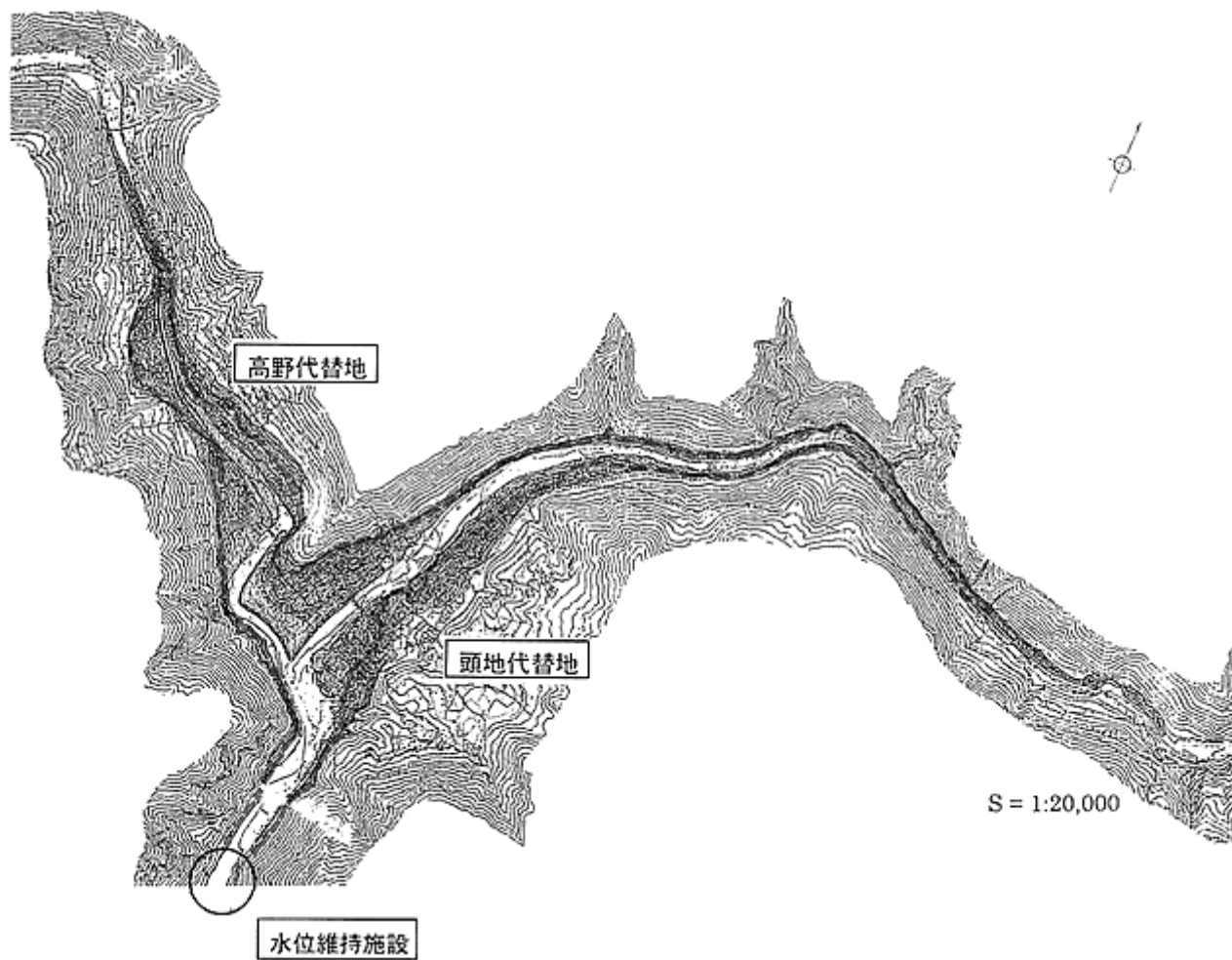


図 4.2.3.4-6 水位維持施設によって水位の維持される範囲